



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

- ◆ 天達共和及び知財部ニュース ----- 2
  - 2023 年最初のパートナー会議を開催
  - 「知的財産サロン」を 4 月 20 日に開催
- ◆ 最新知財動向 ----- 4
  - 中国が知的財産権に関する組織体制を変更
  - 最高人民法院知識産権法廷が年次報告書(2022)を発表
  - 最高人民法院知識産権法廷が典型的事例(2022)を発表
  - 最高人民法院知識産権法廷が裁判要旨の要約(2022)を発表
- ◆ TOPICS ----- 7
  - 越境特許許諾に関する契約登記・届出



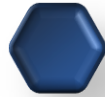
### 2023 年最初のパートナー会議を開催

天達共和法律事務所は、4月1-2日に2023年最初のパートナー会議を開催致しました。本会議では、北京のほか、上海、深セン、武漢、杭州、成都、南京、西安、広州等支所から200名近くのパートナーが亮馬河会議センターに集まり、事務所の2022年の業務を振り返り、2023年の目標について協議するとともに、新たに昇格・入所した53名のパートナー・顧問が登壇し、専門家としての強み、仕事の心得、業務への意気込みなどを共有しました。

天達共和は2023年も、所員一同一丸となって、お客様のために最高のサービスをお届けできるよう努力を続けて参ります。

出所:天達共和 wechat 公式アカウント法律觀察





### 「知的財産サロン」を4月20日に開催

第23回世界知的財産の日に合わせて、天達共和法律事務所知的財産部は4月20日、所内カフェルームにて「知的財産サロン」を開催しました。

知的財産サロンには20数社に及ぶ企業、メディアの法務担当管理職、知的財産の専門家の方々にお越しいただき、リラックスして落ち着いた雰囲気の中で、知的財産部の弁護士が最近の知財関連トピックを紹介いたしました。

張嵩弁護士・弁理士は、実際の案例を用いて出席者へ「フォントとフォントデータベースの違い、著作権法でどのようなフォントが保護されるのか、権利者がどのように自己の権利を挙証証明するのか、警告状を受け取ったらどのように対応すべきか」などの具体的な実務を紹介しました。続いて、関剛弁護士・弁理士は、近年の特許、商標、著作権事件の立案件数、結審率、勝訴率、賠償額などのデータをまとめ、出席者へ中国法院の知財紛争案件審理の全体像を紹介し、各種案件の傾向を分析して新しいホットな問題を紹介しました。管氷弁護士と薛侖弁護士・弁理士は、自身の実務経験に基づいて、上記のトピックに関連する内容を出席者へ説明しました。会場からは多くの質問をいただき、活発な議論を行うことができました。







### 中国が知的財産権に関する組織体制を変更

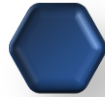
中国共産党中央、国務院が発表、配布した「党と国家の機構改革案」に基づき、国家知的財産権局は、国家市場監督管理総局配下の機関から、国務院直属の機関に変更される。商標や専利などの分野における法執行の職責は引き続き市場監督管理総合法執行チームが担当し、関連する法執行活動については、国家知的財産権の専門的な指導を受けることになる。

### 最高人民法院知識産権法廷が年次報告書(2022)を発表

最高人民法院は3月30日、知識産権法廷年次報告書(2022)を発表した。当該報告書の概要は以下のとおりである。

2022年に法廷は技術系知的財産権事件及び独占関連事件を6183件受理し、3468件を結審し、2021年より、受理件数は18%増加した。2022年、裁判官1人当たりの事件受理件数は142.5件で、前年同期比で16件増加し、裁判官1人当たりの結審件数は79.9件で、前年同期比で3.6件減少した。結審した各種事件の平均審理周期は165.2日である。

2022年に新規受理した2956件の民事二審実体事件のうち、特許権侵害をめぐる紛争が615件、実用新案権侵害をめぐる紛争が968件、専利出願権及び専利権帰属をめぐる紛争が312件、植物新品種権をめぐる紛争が144件、集積回路レイアウト設計をめぐる紛争が6件、営業



秘密をめぐる紛争が 78 件、コンピュータソフトウェアをめぐる紛争が 648 件、技術系知的財産権契約をめぐる紛争が 96 件、独占紛争が 15 件、その他紛争が 74 件である。

2022 年に新規受理した 887 件の行政二審実体事件のうち、特許出願拒絶査定不服審判行政紛争が 241 件、特許無効行政紛争が 234 件、実用新案出願拒絶査定不服審判行政紛争が 27 件、実用新案無効行政紛争が 207 件、意匠無効行政紛争が 84 件であり、2021 年より、行政二審実体事件の新規受理は 31.2%減少した。

2022 年に結審した 3468 件の事件のうち、原審の判決を維持する形で結審したのは 2040 件で、58.8%を占め、取下げの形で結審したのは 626 件で、18.1%を占め、調停により終結した事件は 268 件で、7.7%を占め、差し戻しの形で結審したのは 17 件で、0.5%を占め、再判決を下す形で結審したのは 451 件で、13%を占めた。2022 年に結審した 2069 件の民事二審実体事件のうち、原審の判決を維持する形で結審したのは 855 件で、41.3 を占め、取下げの形で結審したのは 540 件で、26.1%を占め、調停の形で結審したのは 268 件で、13.0%を占め、差し戻しの形で結審したのは 14 件で、0.7%を占め、再判決を下す形で結審したのは 375 件で、18.1 を占めた。2022 年に結審した 855 件の行政第二審事件のうち、原審の判決を維持する形で結審したのは 745 件で、87.1 を占め、取下げの形で結審したのは 55 件で、6.4%を占め、差し戻しの形で結審したのは 3 件で、0.4%を占め、再判決を下す形で結審したのは 50 件で、5.8 を占めた。

2022 年に涉外事件計 457 件を新規受理し、受理した事件総数の 10.4%を占め、同期比 4.6%増加した。結審した涉外、香港・マカオ・台湾関連の事件は 372 件で、同期比 32.9%増加し、結審した事件総数の 10.7%を占めた。

2022 年に最高人民法院知識産権法廷が受理した事件の基本的特徴は以下の 4 つである。  
1)侵害事件が持続的に増加した、2)行政事件が減少した、3)戦略的新興産業関連事件の割合が大きく、次世代情報技術、バイオ医薬、先進設備製造、標準必須特許、医薬品パテントリンケージ、集積回路レイアウト設計、植物新品種等の新産業、新分野に関わる事件が明らかに増加した、4)審級の機能的役割が強化され、差し戻し再審率が 3 年連続で低下し、民事二審実体事件の判決変更率が 4 年連続で上昇した。

出所: 最高人民法院





### 最高人民法院知識産権法廷が典型的事例(2022)を発表

典型的事例の積極的な役割をより一層まとめ、発揮し、知的財産権保護を確実に強化し、市場の公平な競争秩序を維持するために、最高人民法院知的財産権法廷は2022年に結審した3468件の技術系知的財産権及び独占事件の中から20件の典型事例を発表した。今回発表された事例は主に以下の4つの側面に関わるものである。1)知的財産権の保護を強化し、イノベーション・創造力を一層刺激する、2)権利保護の難題を解決する新たな道を模索し、革新的な方法で革新を保護する、3)平等保護の原則を堅持し、市場化・法治化・国際化という優れたビジネス環境を構築する、4)各種独占行為を厳格に規制し、市場の公平な競争秩序を守る。

出所:最高人民法院

### 最高人民法院知識産権法廷が裁判要旨の要約(2022)を発表

技術系知的財産権及び独占事件における最高人民法院知的財産権法廷の司法理念、審理時の考え方、及び裁判方法を集中的に示すために、最高人民法院知識産権法廷は2022年に終結した3468件の事件から、61件の典型的な事例を厳選し、75条の裁判要旨をまとめ、「最高人民法院知識産権法廷裁判要旨の要約(2022)」を作成した。

2020年に改正された中国の専利法第76条では、医薬品パテントリンケージ制度が導入され、ジェネリック医薬品が承認される前に専利紛争を解決する枠組みが提供されている。このような事件は主に北京知識産権法院が管轄し、第二審は最高人民法院知識産権法廷が管轄する。今回の裁判要旨の要約のうち、以下の三つの条項が医薬品パテントリンケージ制度に関わっている。1)後発医薬品の申請人の4.2類声明と医薬品特許請求項との対応性、2)医薬品パテントリンケージ訴訟における後発医薬品の技術案を確定する根拠、3)医薬品パテントリンケージ訴訟は、その特許に関する無効審決がまだ確定していない場合、「まず訴訟を却下し、別途提訴する」ことができる。

出所:最高人民法院





### 越境特許許諾に関する契約登記・届出

我が国の技術輸出入貿易はここ数年安定した成長を続けているが、商務部のデータ統計によると、2022年の知的財産権使用料(特許許諾料を含む)の輸出入総額は3881.2億元に達し、輸出額は17.5%増加した。実務上、越境特許許諾契約の登記・届出が必要であるか否か、関連する手続きをどのように行うか、また、登記・届出しない場合、どのような影響があるかについて、しばしば問題となる。この問題について要点をまとめると、以下の三点となる。

1. 越境特許許諾は、技術輸出入契約の登記(自由類技術)及び特許実施許諾契約の届出に関わる。前者は技術輸出入管理の目的で、各地の商務局が責任を負う。後者は特許許諾契約を対外的に公示することを目的とし、国家知識産権局が責任を負う。

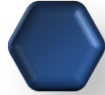
2. 技術輸出入契約の登記又は特許実施許諾契約の届出を行っていない場合、特許実施許諾契約の効力には影響しないが、その後の外貨、税務(企業所得税減免)等に関する手続きに影響をもたらす可能性がある。

3. 技術輸出入契約の登記について、当該技術が自由に輸出入できる技術に該当するか否かを登記部門が判断できるよう、実務では、各地の商務局が特許許諾契約に輸出入する技術内容(例えば特許番号、特許証明書、又は属する技術分野に関する記述)を記載しなければならないことを要求している。特許実施許諾契約の届出にあたって、特許許諾契約に特許権の名称、特許番号等が記載されなければならない。

出典:天達共和法律事務所

パートナー弁護士・弁理士 関 剛 弁護士・弁理士 胡劍煒





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号  
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街  
19 号金禾センター28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347  
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号  
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号  
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路  
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623